

第51回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年9月27日(月) 午後1時30分から午後2時50分

開催場所 姫路市役所 10階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡 潤	出席		
4	中塙良幸	出席		
5	田辺仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	欠席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	出席	○	
11	萩原和好	欠席		
12	高瀬宏章	出席	○	
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	欠席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塙正穂	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 議案第1号 | 農地確認及び非農地確認について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 相続税等納税猶予適格者証明について |
| 報告第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について |
| 報告第2号 | 農地法第4条の規定による届出の専決について |
| 報告第3号 | 農地法第5条の規定による届出の専決について |
| 報告第4号 | 合意による解約等の通知について |
| 報告第5号 | 県許可案件の許可状況について |

(令和3年9月27日 午後1時30分)

議長　只今から、第51回総会を開催致します。

[議長挨拶]

現在の出席者数は、農業委員19名中16名の出席で過半数に達しております、会議は成立しております。なお、三木輝男委員、萩原和好委員、宮下裕光委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員　異議なし。

議長　異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を飯塚委員と高瀬委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第1号（（P1～P3））を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、農地確認の申請が1件、非農地確認の申請が10件提出されております。

まず、農地確認です。

市街化区域の抵壟の田1,064m²につきまして、抵壟の[]より「令和3年1月21日付で4条受理を受けたが、事業計画が中止となり、引き続き農地として利用している」との申請です。

現況は「畑」となっております。

中南部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。担当委員さんより「適当である」との意見を頂いております。

次に、非農地確認です。

まず、奥山の田、畑2筆計835m²につきまして、神戸市の[]より「平成11年以前より、山林及び雑木林となっている」との申請です。

2番です。

林田町下伊勢の畠2筆計194mにつきまして、林田町上伊勢の[REDACTED]より「平成13年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

3番です。

夢前町杉之内の畠219mにつきまして、東京都新宿区の[REDACTED]より「平成10年以前より、露天駐車場として利用している」との申請です。

4番です。

夢前町前之庄の田260mにつきまして、神子岡前三丁目の[REDACTED]より「平成10年以前より、地場野菜直売所として利用し、現在は露天駐車場として利用している」との申請です。

5番です。

安富町安志の畠163mにつきまして、安富町安志の[REDACTED]より「平成10年以前より、寺院の参道及び境内地として利用している」との申請です。

6番です。

四郷町本郷の田23mにつきまして、四郷町本郷の[REDACTED]より「平成9年以前より、用悪水路として利用している」との申請です。

7番です。

四郷町明田の田386mにつきまして、神戸市の[REDACTED]より「平成11年以前より、雑木林となっている」との申請です。

8番です。

船津町の田9.12mにつきまして、船津町の[REDACTED]より「昭和29年頃より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

9番です。

香寺町恒屋の畠2筆計194mにつきまして、明石市の[REDACTED]より「平成8年以前より、竹林となっている」との申請です。

10番です。

香寺町須加院の田3筆計37.45mにつきまして、香寺町須加院の[REDACTED]より「平成11年以前より、道路及び道路側溝として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員さんより「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

……。

議長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第1号について、承

認とすることでよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P 4～P 6）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は14件提出されております。

1番から7番が現在耕作面積0m²で今回許可されると下限面積を超える方の案件で、いずれも営農計画書が添付されております。8番以降は既に下限面積を超えており方の案件となっております。

1番から3番が都市計画区域外の案件の外は、いずれも調整区域の案件となっております。

いずれの案件も譲渡人・貸入の「自作地」で、譲受人・借人は、11番が「法人」となっております外は、いずれも「個人」となっております。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しております。

「通作距離」につきましては、3番が約3km、4番5番6番が約6.4km、7番が約10.4km、8番が800m、9番が約10km、11番が約5.7km、13番14番が約2.4kmと6.6kmであり、その外はいずれも居住集落内となっております。

「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番から3番です。

安富町名坂の[REDACTED]が、安富町名坂の[REDACTED]より、安富町名坂の田365m²につきましては「購入したい」との所有権移転と、安富町名坂の田5筆計2,076m²につきましては「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請と、安富町末広の田695m²につきましては、安富町末広の[REDACTED]より、「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は都市計画区域外の下限面積3,000m²を超える3,136m²になる予定です。作付作物は、「1番が野菜、2番が水稻・野菜、3番が水稻」となっております。

なおこの案件、[REDACTED]の現在の耕作面積が0m²であり、書面開催された北西部地区農政協議会では新規農家としての事情聴取について、必要とする意見が9人、不要とする意見が9人、となっております。

4番から6番です。

大塩町の[REDACTED]が、花田町上原田の田2筆計1,556m²につきましては、花田町上原田の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請と、御国野町深志野の田1,636m²につきましては、花田町上原田の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は調整区域の下限面積3,000m²を超える3,192m²になる予定です。作付作物は、「水稻」となっております。

なおこの案件、[REDACTED]の現在の耕作面積が0m²であり、書面開催された北東部地区農政協議会では新規農家としての事情聴取について、必要とする意見が20人、不要とする意見が1人、となっております。

7番です。

飾東町大釜の田、畠3筆計3,177m²につきまして、別所町別所三丁目の[REDACTED]が、父である飾東町大釜の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は調整区域の下限面積3,000m²を超える3,177m²になる予定です。作付作物は、「水稻、野菜」となっております。

なおこの案件、[REDACTED]の現在の耕作面積が0m²であり、書面開催された北東部地区農政協議会では新規農家としての事情聴取について、必要とする意見が20人、不要とする意見が1人、となっております。

8番です。

網干区坂出の田2筆計1,183m²につきまして、網干区和久の[REDACTED]が、網干区坂出の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は5,471m²になる予定です。作付作物は、「水稻、キャベツ、玉葱、ジャガイモ等」となっております。

9番です。

相野の田6筆計1,903m²につきまして、飾磨区城南町二丁目の[REDACTED]が、相野の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は9,100m²になる予定です。作付作物は、「野菜、果樹」となっております。

10番です。

花田町上原田の田948m²につきまして、花田町上原田の[REDACTED]が、花田町上原田の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は5,395m²になる予定です。作付作物は、「水稻」となっております。

11番です。

花田町上原田の田731m²につきまして、北条一丁目の[REDACTED]が、花田町上原田の[REDACTED]より、解除条件付の貸借で「借り受けたい」との賃借権設定の申請です。借人の[REDACTED]は農地所有適格法人ではありませんが、農地法第3条第3項により、①農地を適正に利用していないと認められる場合に賃借権を解除する旨の条件を契約書に付していること、②地域の農業における他の農業者と適切な役割の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、③一人以上業務執行役員等が常時従事すること、を条件に、一般法人に貸し付けることができるものとして申請されたものです。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、5,058m²になる予定です。作付作物は、「ジャガイモ」「ナス」「キャベツ」「ネギ」となっております。

12番です。

山田町牧野の畠91m²につきまして、山田町牧野の[REDACTED]が、埼玉県三郷市の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4,971m²になる予定です。作付作物は、「野菜」となっております。

13番14番です。

豊富町神谷の田2筆と節東町八重畑の田5筆計4, 697m²につきまして、豊富町御蔭の[REDACTED]が、同居の父である[REDACTED]より「農地全てを借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されましても、同一世帯間での耕作面積の異動であるため、[REDACTED]世帯の耕作面積に変動はありません。作付作物は、「水稻」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

大塚委員

1番2番3番の案件について、書面開催となった北西部地区農政協議会では新規農家としての事情聴取について、必要とする意見が9人、不要とする意見が9人、となりましたので、この総会にてその要不要を決めていただければ、と思っております。

議長

当該申請人については、「平成10年より実家付近の農地を借り受けて農業を営んでいたが、数年前に病気のために借りていた農地はすべて地主に返還し実家の農家の手伝いのみをしていたが、病気が快方に向かったことから、農業を再開したい」とのことです。当時どのくらいの規模を耕作していたのか事務局に調査を依頼していたので、事務局、その報告をしてください。

事務局

はい。合併前の安富町の頃となります、父と一緒に10,000m²以上耕作されていたとのことです。

尾川委員

報告します。実家の父が施設に入所し、田を1町ほど所有されていますが、これは長男さんが引き継いで管理されていましたが、そうめん事業が多くなりその多くは他の方にお願いされています。今回の申請人は次男になりますが、母方の家を継いで地元及び隣村で約3ヘクタールほどされていたのですが、病気になられて、現在は完治され[REDACTED]

[REDACTED]体を動かす分には問題はない。今回完治したということで、地元の高齢で耕作できなくなった方の分を引き受ける運びとなったようです。このように、農業のノウハウに関しては、十分に持っておられますし、過去の実績から新規農家というにはちょっとどうかな、と感じます。

議長

ただいま、地元委員から詳しく説明いただきました。過去には相当の耕作実績があった、ということですね。各委員さんも状況をご理解いただけたかな、と思います。

それでは、1番2番3番について、新規農家として事情聴取が必要か必要でないか、総会規定に基づき、採決します。事情聴取は必要ないと判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、1番2番3番について、新規農家としての事情聴取は省略することといたします。

次に、4番から6番及び7番の、新規農家として事情聴取についてです。これらについては、北東部地区農政協議会においても必要との意見が大多数となっています。この4番から6番の申請人について、[REDACTED]

先日、会う機会がありまして、農地を取得したいとの申請をしたそうだがどうするつもりかと尋ねたところ、歳を重ねてきて、[REDACTED] ここで本気で農業をやってみたいと思うようになった、と言っていました。農業機械について尋ねたところ、10番の譲渡人から借りる算段をしている、とのことでした。新しく農業を始めるなら、農業委員会で事情聴取をさせてもらっていると話しておきましたが、農業についての本気度を聞いてみたいな、と思ったりしています。

この2件につきましては、事情聴取を行う、ということでおよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、4番から6番及び7番は事情聴取を行いたいと思います。10月6日に実施の予定となっています。

その他に、何かございませんか。

各委員

・・・。

議長

私の方から、[REDACTED] 今年の4月に農業を始めたい、と申請を受け付け、許可するに至りましたが、それ以降経過を注視していますが、今の時期、なすび、トウガラシ、じゃがいも、あと果樹も含めて、一生懸命やっています。非常に熱心で、これはホンマモンやったな、と思っています。この度、新たに農地を追加されるわけですが、これについても問題なくやってくれるだろうと思っています。

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、本議案については許可相当といたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号（P7～P8）を説明する。

〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、6件の申請が提出しております。

2番及び3番が都市計画区域外の案件である外は、いずれも調整区域の案件となっております。申請地の「農地区分」は、3番が「住宅等が連たん」である第3種農地、1番2番及び5番6番は「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である「第2種農地」に該当すると考えております。3番は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

網干区興浜の畠2筆計1, 232m²のうち404.1m²につきまして、たつの市の[REDACTED]が、網干区浜田の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。現況は「畠」となっております。「事業内容」につきましては、床面積104.34m²の住宅一棟及び5台分の露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」となっております。「他の許可等を受ける必要」につきましては、建築許可が申請中となっております。

2番です。

夢前町前之庄の田3筆計1, 208m²につきまして、船津町の[REDACTED]が、神戸市の[REDACTED]より「譲り受けて、貸露天駐車場、貸露天資材置場にしたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「事業内容」につきましては、[REDACTED]が借り受けて使用する貸露天資材置場及び重機などを置くための貸露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。

なおこの案件、転用面積が1, 000m²を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当である」との意見となっております。

3番です。

安富町安志の畠222m²につきまして、たつの市の[REDACTED]が、安富町安志の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。現況は「畠」となっております。「事業内容」につきましては、床面積89.44m²の住宅一棟を建てる計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」となっております。

4番です。

別所町北宿の田215m²につきまして、加古川市の[REDACTED]が、別所町北宿の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「事業内容」につきましては、延床面積122.97m²の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請中となっております。

5番です。

豊富町神谷の畠380m²につきまして、豊富町神谷の[REDACTED]が、豊富町神谷の[REDACTED]より「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。現況は「畠」となっております。「事業内容」につきましては、[REDACTED]露天駐車場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

6番です。

香寺町須加院の田279m²につきまして、香寺町須加院の[REDACTED]が、香寺町須加院の[REDACTED]より「譲り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「事業内容」につきましては、延床面積94.62m²の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請中となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長

有り難うございます。

まず、2番について、転用面積が1,000m²を超えておりますので、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの青田委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

青田委員

現地は、

██████████に位置しています。申請地3筆は1箇所に存在していて1枚の田となっていますが、南に向かってそれぞれ少し段になっています。接する農地は南側の1箇所だけですが、農業用水は東の太い水路から取っていると認められたため、申請地を転用することでも影響はないのかな、と思われます。ただし、申請地と南の田の境界に細い水路があり、転用後に大雨などで土砂が水路に崩れたりする恐れはないのかな、このことで不許可にするほどではありませんが少し気になりました。以上です。

議長

有難うございます。

私も現地調査をしていて、転用の申請には断面図の添付がありませんのでどのぐらい土を入れるのかはっきりとわからないんですが、これが農振農用地除外であればそういった図面の添付があるのですが、農区長や隣接同意の際にも判断がつきやすくなりますので、転用の申請にも必要じゃないかな、と話をしたところです。もっとも、だからといって不許可にする必要があるものではないので、結論としては許可相当、でよろしいかと思います。

その他、ご意見、ご質問または補足説明等はございませんか。

橋本委員

補足説明しますと、以前から申請人はすでにこの地域にはおられなくて、3年ほど前から相談を受けていて、農地が10筆ほどあるのですが処分できないか、ということで、なんとか自治会の中で相談してもらって、少しづつ進んできていたものなんです。この3筆につきましても、██████████

██████████この農地の存在を知っていて、1年ほど前に一度交渉されたんですが隣接同意が得られなくて、今回行政書士を替えて農区長、隣接地等の関係者をあつめて説明を行って、擁壁のことも説明されたと思うのですが、同意を得ることができて、今回申請に至った、ということです。いままではシルバーの方が草刈りを行うなどしてきてて、まだ数枚残っていますが、自治会と相談しながらなんとかここまで來た、という状況です。

議長

補足説明を詳細にしていただき、ありがとうございました。

ほかに、ございますか。

各委員

。。。

議長

ないようですので、議案第3号について、採決します。許可相当とする方に賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第4号「相続税等納稅猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号（P 9）を説明する。
〔相続税等納稅猶予適格者証明〕

今月は2件の証明願が出ておりますので、説明させていただきます。

1番です。飾磨区山崎町の[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地8筆を、同居の子であります[REDACTED]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、1番、2番、2筆一体利用の5番と6番は水稻を、3番、4番、7番は野菜を、8番は野菜と果樹を栽培しており、農地として良好に管理されています。また、4番は位置部分の面積を、8番は垣根部分の面積をそれぞれ除外して申請されています。

2番です。香寺町中屋の[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地5筆と調整区域の農地1筆を、同居の子であります[REDACTED]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、1番、2番、3番は3筆一体利用で水稻を、4番、5番、6番は、野菜と果樹を栽培しており、農地として良好に管理されています。また、4番、6番の農地は、松などの木が生え、耕作されていない部分の面積についてそれぞれ除外して申請されています。

なお、どちらの案件につきましても、各地区農政協議会において適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願ひいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご質問等ございませんか。

各委員

[REDACTED]

議長

それでは、ご質問はないようですので、議案第5号について、承認することによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（P 10）を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取〕

農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、8月にご審議いただきました、新規農家の事情聴取を9月1日に実施していただきました。当日は、ご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、道作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、岡本委員からお願いします。

岡本委員

当日は、本人及びその夫が、見えられました。本人は[REDACTED]

[REDACTED]。ご主人は59才で来年は定年となるので、来日からずっと都会生

活で田舎の生活に憧れがあるって、[REDACTED] ネットで空き家バンクで探されて、土地もある、農地もあるこの物件を見つけられたそうです。立派な家で、田も畑も竹林もあり、すごく気に入られて、家をリフォームして奥さんが先に来て住んでおられて、ご主人も定年後一緒に来ることになっている、とのことです。これだけの面積を一度に始めるのは難しいと思われますが、どうするのか尋ねたところ、地元で協力してもらえる方があり、農業用機械も初めは借りて、そのうち購入して、と、意欲はすごく感じました。私も農業者なのでなかなか簡単ではない、と思いますが、二人の熱意は見えましたので、がんばってください、ということで事情聴取を終えました。

議長

詳細な説明を、ありがとうございます。

これは報告ですので、報告第1号について確認いただいたということで、次にまいります。

報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号（P11～P12）を説明する。

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、8月6日から9月9日の間に受け付けたもの、12件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

なお、12番の案件ですが、農区等同意書の添付がなく、その理由は「農区同意書は法定添付書類ではないため提出しない。地元農区には別途申請人が対応する。」との主張です。法定添付書類は揃っており、提出しない理由が周辺の農業上の問題ではなく、当該農区総代（水利を兼ねる）と担当農業委員で現地調査を行い耕作上支障がないことの確認が取れており、担当両委員も了解が得られているため、姫路市農業委員会申し合わせ事項「農区長同意が添付されていない農地転用届について」により、事務局長専決により9月9日に受付していますが通常より処理時間を要したため22日付で受理書を交付しておりますことを報告いたします。以上です。

議長

有り難うございます。

ちょっと気がついたことがあるのですが、5番及び9番について、転用目的が営農型太陽光発電とありますが、登記面積がそれぞれ1,014m²、1,302m²に対し転用面積が0.29m²、0.36m²と非常に小さいものとなっております。これは、パネルを支える柱の部分のみの一部転用となっているからで、間の部分にはブルーベリーを設置して農地として利用する、その苗もすでに用意していると事務局に報告があったそうですが、このような内容となっているということを補足しておきます。

ほか、特にご意見ご質問等ありますか。

各委員

....

議長

特にないようですので、ご確認いただいたと判断させていただいて、次の報告に参りたいと思います。

報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P13～P19）を説明する。

〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、8月6日から9月9日

の間に受け付けたもの、38件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。
各委員 本件、お目通しをよろしくお願ひします。何かご質問等ございませんか。

議長 。。。
各委員 それでは、報告第3号について、確認することでよろしいでしょうか。

議長 異議なし。
「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第4号（P20～P21）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が5件、使用貸借契約の解約の通知が4件、計9件の通知がございました。そのうち、中間管理に該当するものは1件です。

賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、2番が「離作料金の支払い」である外は、いずれも「無賃」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 。。。
それでは、報告第4号について、確認することでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。
「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第5号（P22）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、7月の総会でご審議いただき、県へ送付していた案件について、8月16日付で許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、なにかございますか。

各委員 。。。
それでは、報告第5号について、確認することでよろしいでしょうか。
各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
本日の議案は以上です。
事務局、他に連絡事項等はありますか。

事務局 特にありません。

議長 それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。
(午後2時50分 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本英夫

(署名委員)

飯塚祐樹

(署名委員)

高濱宏章
